

一関工業高等専門学校懲戒・訓告等審査委員会規則

(平成28年12月8日制定)

(設置)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則第4条第1項の規定に基づき、懲戒・訓告等審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 懲戒・訓告等処分の可否に関する事項
- 二 懲戒・訓告等処分を要する場合のその内容（懲戒の種類、量定等）に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
 - 二 副校長（教務担当）
 - 三 副校長（学生担当）
 - 四 副校長（寮務担当）
 - 五 副校長（総務担当）
 - 六 副校長（専攻科担当）
 - 七 事務部長
 - 八 その他校長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、当該審議が終結するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課人事給与係において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年12月8日から施行し、平成28年12月2日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月3日規則第29号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。